

第十回 参議院 郵政委員 會議 録 第六号

昭和二十六年三月三十日(金曜日)午前
十時四十五分開会

本日の會議に付した事件

- 郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大野幸一君) これより委員會を開きます。

本日は郵便振替貯金法の一部を改正する法律案、郵便貯金法の一部を改正する法律案及び郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律の一部を改正する法律案及び郵便法の一部を改正する法律案を一括議題とすることにしたいと思ひます。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大野幸一君) 御異議ないと認めます。なお郵便法の一部を改正する法律案についてはお手許に配付いたしましたように衆議院において修正されました。質疑のあります場合は御質疑を順次お願いいたします。

○石坂豊一君 郵便貯金預入制限額引上げに関する件に關しまして、現行の預入最高制限額三万円は現在の物価情勢乃至貯金奨励の観点よりしまして低く考へておりますが、これを引上げる

必要があると思ふが、政府において如何にお考へになつていますか。

○政府委員(白根玉書君) 仰せの通り、現在郵便貯金の総額制限が三万円程度であるということにつきまして、現在の経済から見まして仰せのようになつておられるのでございませう。かような状況におきましては、仰せのようになつても、貯金者の郵便貯金の利用の幅の面からいたしましては、低過ぎると存するものであります。従ひまして私どももいたしましては、これを少くとも八万円乃至十万円程度に引上げたいと思ひ、いろいろ關係方面と折衝いたしておつたのでございませうが、この郵便貯金の総額制限と、それから御承知のように現行法には或いは協同組合等におきまして、貯蓄組合の斡旋による貯金につきましても、郵便貯金と同じに三万円以下で而も無税になつておるのでございませう。この兩者につきまして何と申すか、かような存じまして、何と申すか、かように存じまして貯蓄組合のほうは大蔵省から、郵便貯金の引上げについては郵政省から關係方面に連絡を要請したのでございませうが、主として税等の關係からいたしまして、只今の段階におきましては了解が得られないような状態でございますので、止むなく総額制限の引上げを今回は断念いたしましたのでございませうが、私どももいたしましては、仰せの通り将来の点につきましましては何とか解決したいと思ひ存じておる次第でございます。

○石坂豊一君 重ねて伺ひますが、貯金につきましましては、農業協同組合等が、現在の経済から見まして仰せのようになつておられるのでございませう。かような状況におきましては、仰せのようになつても、貯金者の郵便貯金の利用の幅の面からいたしましては、低過ぎると存するものであります。従ひまして私どももいたしましては、これを少くとも八万円乃至十万円程度に引上げたいと思ひ、いろいろ關係方面と折衝いたしておつたのでございませうが、この郵便貯金の総額制限と、それから御承知のように現行法には或いは協同組合等におきまして、貯蓄組合の斡旋による貯金につきましても、郵便貯金と同じに三万円以下で而も無税になつておるのでございませう。この兩者につきまして何と申すか、かような存じまして、何と申すか、かように存じまして貯蓄組合のほうは大蔵省から、郵便貯金の引上げについては郵政省から關係方面に連絡を要請したのでございませうが、主として税等の關係からいたしまして、只今の段階におきましては了解が得られないような状態でございますので、止むなく総額制限の引上げを今回は断念いたしましたのでございませうが、私どももいたしましては、仰せの通り将来の点につきましましては何とか解決したいと思ひ存じておる次第でございます。

○政府委員(白根玉書君) おつしやる通りに、私どももいたしましては通常貯金の利子も低いと存じておるのであります。併しながら向うの關係方面

といたしましては、現行の、御承知のように普通預金と比較いたしましたら、税引きにいたしましたら通常貯金が高過ぎる。従つてそれを低くするようにという示唆もあつたのでございませうが、私どももいたしましては、お話のように銀行の普通預金は滞留期間が非常に短いので、こちらのほうは長いということに特に強調いたしました。二分七厘六毛を維持するように懇請いたしましたのでございませう。従ひまして只今の情勢では、それらの情勢を考えまして、今俄かにこれを上げるといふことは困難な情勢にあるのでございませう。又事業経済の面からいたしましては、財源その他の面を上げるのには少し困難な状態でございますので、これらの点につきましても将来におきましてお話のように財源の許す限り、又關係方面とも了承が得られる限りにおきましては、できるだけ大衆預金である郵便貯金、而も普通貯金の利子の引上げも可能な限り努力いたしたいと思ひ存じます。只今の段階ではこれを改正する段階まで行き得ないのを遺憾といたす次第でございます。

○石坂豊一君 只今の御説明では、やはり引上げることについて政府も相当お考へになつておられるのでございませうが、やはりその筋のほうとの交渉によつて思つたようにならんとするに、最後はそういうふうな考へられませんが、私どもも見て差支えありませんか。

○政府委員(白根玉書君) 財源の面もございませうが、財源の面と只今おつしやいましたような關係方面との両方の面からいたしまして、只今の段階では通常郵便貯金を引上げるにはちよつと困難な状態にあります。従ひまして、資金の吸収も図りまして、關係方面の面も或る程度いたしまして、将来は可能な限りその方向に動きたいと思ひ存する次第でございます。

○深川タマエ君 郵便貯金事業の簡素化を図るのが目的であるといつたこと、据置郵便貯金とか特別据置郵便貯金とか、証券保管の制度、こういうものはこれから新たに契約することをやめるとおつしやるのでなく、今までの契約をしておつしやるものもこの際処分なさるといふのでございませうか。

○政府委員(白根玉書君) 将来に亘りましてはそういう取扱を廃止いたしまして、簡素化を図りたいと存するのでございませうが、すでに契約いたしましたけれども、動いておるものにつきましては、附則によりまして従来通りにやることに相成つておるのであります。

○委員長(大野幸一君) 私からちよつとお尋ねいたしました。郵政大臣にお尋ねいたしますが、日曜休日における郵便配達休止については、目下二百有餘の局で試験的に実施してある。但し、本件に關しては東京都会その他種々の方面から反対の陳情があるのみならず、配達休止の事業経済的效果についても検討を要するものが多分にあ

○政府委員(白根玉書君) 将来に亘りましてはそういう取扱を廃止いたしまして、簡素化を図りたいと存するのでございませうが、すでに契約いたしましたけれども、動いておるものにつきましては、附則によりまして従来通りにやることに相成つておるのであります。

るので、これを全国的に実施することは容易ならざる影響を引起すものと思

○委員長(大野幸一君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決

○委員長(大野幸一君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決

○委員長(大野幸一君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決

○委員長(大野幸一君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決

○委員長(大野幸一君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決

○委員長(大野幸一君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決

○委員長(大野幸一君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決

○委員長(大野幸一君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決

○委員長(大野幸一君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決

○委員長(大野幸一君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決

○委員長(大野幸一君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決

○委員長(大野幸一君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決

○委員長(大野幸一君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決

○委員長(大野幸一君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決

○委員長(大野幸一君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決

多数意見者署名 中川 幸平 柏木 庫治

○委員長(大野幸一君) 署名漏れはございませんか。署名漏れはないと認め

○委員長(大野幸一君) 署名漏れはございませんか。署名漏れはないと認め

○委員長(大野幸一君) 署名漏れはございませんか。署名漏れはないと認め

○委員長(大野幸一君) 署名漏れはございませんか。署名漏れはないと認め

○委員長(大野幸一君) 署名漏れはございませんか。署名漏れはないと認め

○委員長(大野幸一君) 署名漏れはございませんか。署名漏れはないと認め

○委員長(大野幸一君) 署名漏れはございませんか。署名漏れはないと認め

律案(予備審査のための付託は二月二十八日)

一、郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十八日)

一、郵便法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月一日)

一、郵便貯金法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月一日)

一、郵便貯金法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月一日)

一、郵便貯金法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月一日)

一、郵便貯金法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月一日)

一、郵便貯金法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月一日)